

「広告及び景品類の提供に関する規則」（公正慣習規則第7号）の一部改正について（案）

平成16年1月13日

（下線部分変更）

改正案	現 行
<p><u>広告等</u>及び景品類の提供に関する規則</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>協会員が行う広告等</u>及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、<u>広告等及び景品類の提供の適正化</u>を図り、もつて投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この規則において<u>広告等</u>とは、<u>広告、勧誘資料、説明資料、宣伝物</u>その他のいかなる名称であるかを問わず、<u>協会員がその営業に関し、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を誘引する手段として行う表示（口頭による表示を除く。）</u>をいう。</p> <p>2. <u>前項に規定する広告等は、次に掲げる表示を含むものとする。</u></p> <p>1. <u>インターネット、電子メール等を利用して電磁的方法により提供するもの</u></p> <p>2. <u>一の顧客を対象とするもの</u></p> <p>3. この規則において、景品類とは、「不当</p>	<p><u>広告</u>及び景品類の提供に関する規則</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>協会員が行う広告及び景品類の提供</u>（以下「<u>広告等</u>」という。）に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、<u>広告等の適正化</u>を図り、もつて投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この規則において<u>広告</u>とは、<u>協会員がその営業に関し、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等を誘引する手段として、次の各号に掲げる媒体その他の媒体を使用して行う表示をいう。</u></p> <p>1. <u>チラシ、パンフレット、DM等の印刷物</u></p> <p>2. <u>自己又はその関係会社である経済研究所等が作成する刊行物（前号に規定するものを除く。）</u></p> <p>3. <u>ファクシミリ、パソコン等の通信網を利用した送信</u></p> <p>4. <u>ポスター、看板、懸垂幕等の掲出物</u></p> <p>5. <u>新聞、雑誌等の刊行物</u></p> <p>6. <u>テレビ、ラジオ等による放送</u></p> <p>7. <u>映画、スライド、ビデオ又は電光ニュース</u></p> <p>8. <u>宣伝用頒布品</u></p> <p>2. この規則において、景品類とは、「不当</p>

改正案	現行
<p>景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第1項に定めるもの及び「広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不正な取引方法」(昭和46年公正取引委員会告示第34号)に定める経済上の利益をいう。</p> <p>(基本原則)</p> <p>第3条 協会員は、<u>広告等</u>を行うときは、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、<u>的確な情報提供及び分かりやすい表示を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2. 協会員は、景品類の提供を行うときは、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第4条 協会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある<u>広告等</u>を行ってはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取引の信義則に反するもの。 2 <u>協会員としての品位を損なうもの。</u> 3 証取法その他の法令等に違反する表示のあるもの。 4 <u>脱法行為を示唆する表示のあるもの。</u> 5 投資者の投資判断を誤らせる表示の 	<p>景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第1項に定めるもの及び「広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不正な取引方法」(昭和46年公正取引委員会告示第34号)に定める経済上の利益をいう。</p> <p>(<u>広告等の基本原則</u>)</p> <p>第3条 協会員は、<u>広告</u>を行うときは、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、<u>投資者に対する的確な情報を提供することに努めなければならない。</u></p> <p>2. <u>協会員は、個別の企業又は銘柄の紹介に関する広告を行うときは、恣意的又は過度に主観的な表示は行わないものとする。</u></p> <p>3. <u>協会員は、個別の企業又は銘柄の紹介に関する広告において自社の判断、評価等が入るときは、その根拠を明示するものとする。</u></p> <p>4. 協会員は、景品類の提供を行うときは、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第4条 協会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある<u>広告</u>を行ってはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取引の信義則に反するもの<u>又は協会員としての品位を損なうもの。</u> 2 証取法その他の法令等に違反する表示のあるもの<u>又は脱法行為を示唆する表示のあるもの。</u> 3 投資者の投資判断を誤らせる表示の

改正案	現 行
<p>あるもの。</p> <p><u>6 協会員間の公正な競争を妨げるもの。</u></p> <p><u>7 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの。</u></p> <p><u>8 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの</u></p> <p>2 協会員は、顧客に対して景品類の提供を行うときは、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。</p> <p>3 協会員は、第1項の規定に<u>違反する広告等</u>又は前項の規定に<u>違反する景品類</u>の提供を、<u>直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。</u></p>	<p>あるもの。</p> <p><u>4 協会員間の公正な競争を妨げるもの。</u></p> <p>2 協会員は、顧客に対して景品類の提供を行うときは、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。</p> <p>3 協会員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、<u>他の者に対価を与え又は与えることを約束して第1項の規定に該当する広告</u>又は前項の規定に該当する景品類の提供を行わせてはならない。</p>
<p>(協会員の内部審査等)</p> <p>第5条 <u>協会員は、広告等又は景品類の提供を行うときは、<u>広告等又は景品類の提供の審査を行う担当者</u>(以下「<u>広告審査担当者</u>」という。)を任命し、第4条の規定に違反する事実がないかどうかを<u>広告審査担当者に審査させなければならない。</u></u></p> <p><u>ただし、「証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第4条第1項各号に掲げる者又はこれに相当する外国の法人その他の団体のみを対象として行う広告等はこの限りではない。</u></p> <p>2 <u>会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、<u>広告審査担当者</u>に任命してはならない。</u></p> <p>1 <u>内部管理統括責任者</u></p> <p>2 <u>証券外務員等資格試験規則(以下「<u>試験規則</u>」という。)による会員営業責任者資格試験の合格者</u></p> <p>3 <u>試験規則による会員内部管理責任者</u></p>	<p>(協会員の内部審査等)</p> <p>第5条 <u>協会員は、「<u>広告に関する担当責任者</u>」(以下「<u>広告責任者</u>」という。)を定め、<u>所定の様式により、本協会に届け出なければならない。広告責任者を変更した場合も同様とする。</u></u></p> <p>2 <u>協会員は、<u>広告等</u>を行うときは、当該<u>広告等</u>に第3条又は前条の規定に違反する<u>事実がないかどうかを広告責任者に審査させなければならない。</u>ただし、次項に規定する支店等の内部管理責任者が<u>広告等</u>の審査を行う場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>協会員は、支店等の営業単位又は従業員限りで行う<u>広告等</u>については、「<u>協会員の内部管理責任者等に関する規則</u>」第11条に規定する当該営業単位の内部管理責任者が当該<u>広告等</u>の表示及び方法について審査を行ったうえでなければ、これを<u>行わせてはならない。</u></u></p> <p>4 <u>前項の規定に基づき、当該営業単位の内</u></p>

改正案	現 行
<p><u>資格試験の合格者</u></p> <p>4 <u>その知識等からみて本協会が広告等及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者</u></p> <p>3 <u>特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。</u></p> <p>1 <u>内部管理統括責任者</u></p> <p>2 <u>試験規則による特別会員営業責任者</u></p> <p><u>資格試験の合格者</u></p> <p>3 <u>試験規則による特別会員内部管理責任者</u></p> <p><u>資格試験の合格者</u></p> <p>4 <u>試験規則による会員営業責任者</u></p> <p><u>資格試験の合格者</u></p> <p>5 <u>試験規則による会員内部管理責任者</u></p> <p><u>資格試験の合格者</u></p> <p>6 <u>その知識等からみて本協会が広告等及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者</u></p> <p>4 <u>協会員は、広告等のうち次に掲げる表示については、第1項に規定する審査を省略することができる。</u></p> <p>1 <u>営業所、営業時間又は取扱商品等の営業案内の表示</u></p> <p>2 <u>いわゆるマクロ経済レポート、業界レポート等の経済全般又は業種全般の実績、評価又は将来動向の表示</u></p> <p>3 <u>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国証券市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引の価格、価値又は気配の表示</u></p> <p>4 <u>有価証券市場又は外国有価証券市場の相場状況の表示(事実の表示に限る。)</u></p> <p>5 <u>特定銘柄及び特定商品の説明の表示のないもの</u></p>	<p><u>部管理責任者が広告等の表示及び方法について審査を行うに当たって、疑義が生じた場合等には、速やかにその内容を第1項に規定する広告責任者に報告し、その指示を受けるものとする。</u></p> <p>5 <u>広告責任者は、第2項に規定する広告等の審査を行うに当たって、疑義が生じた場合等には、必要に応じ、その内容を内部管理統括責任者に報告するものとする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(社内管理体制の整備)</p> <p>第 6 条 協会員は、<u>広告等及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定し、これを役員に遵守させるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(違反に対する調査)</p> <p>第 7 条 本協会は、協会員及びその従業員が行った<u>広告等又は景品類の提供</u>が第 3 条又は第 4 条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該協会員に資料の提出を求め、事情を聴取することができる。</p> <p>2. <u>協会員は、前項に規定する資料提出の請求又は事情の聴取に応じなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(広告等に関する指針)</p> <p>第 8 条 本規則に定める事項のほか、協会員が行う<u>広告等</u>に関し必要な事項は、本協会が別に定める「<u>広告等に関する指針</u>」で定める。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(広告等の照会等)</p> <p>第 6 条 <u>協会員は、前条第 1 項に規定する広告責任者が広告等の内部審査を行うに当たって、疑義が生じた場合等には、本協会に対して、所定の様式により、広告等の内容について照会することができるものとする。</u></p> <p>2. <u>本協会は、協会員から前項の規定により照会があったときは、当該広告等について第 3 条又は第 4 条の規定に違反する事実がないかどうか等を調査、検討のうえ、遅滞なく、当該協会員に回答するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(違反に対する調査)</p> <p>第 7 条 本協会は、協会員及びその従業員が行った<u>広告等</u>が第 3 条又は第 4 条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該協会員に<u>当該広告等又は資料の提出を求め、事情を聴取</u>することができる。</p> <p style="text-align: center;">(広告に関する指針)</p> <p>第 8 条 本規則に定める事項のほか、協会員が行う<u>広告</u>に関し必要な事項は、本協会が別に定める「<u>広告に関する指針</u>」で定める。</p>

改正案	現 行
<p>(アナリスト・レポートの取扱い) 第 9 条 <u>本規則</u>の規定に関わらず、アナリスト・レポート(「<u>アナリスト・レポートの取扱い等について</u>」(理事会決議)において定義するアナリスト・レポートをいう。)に係る<u>取扱い</u>については、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)に定めるところによるものとする。</p>	<p>(アナリスト・レポートの取扱い) 第 9 条 <u>第5条及び第6条</u>の規定に関わらず、アナリスト・レポートに係る<u>内部審査等</u>については、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)に定めるところによるものとする。</p>

「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)の一部改正について(案)

平成16年1月13日

(下線部分変更)

改正案	現行
<p>(禁止行為)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 協会員は、その従業員が証取法及び関係法令において証券会社の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1</p> <p>⌋ (省略)</p> <p>19</p> <p>20 <u>広告審査担当者</u>(「<u>広告等及び景品類の提供に関する規則</u>」第5条に規定する「<u>広告審査担当者</u>」をいう。)の審査を受けずに、従業員限りで<u>広告等</u>又は<u>景品類</u>の提供を行うこと。</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 協会員は、その従業員が証取法及び関係法令において証券会社の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1</p> <p>⌋ (省略)</p> <p>19</p> <p>20 <u>所属営業単位</u>(「<u>協会の内部管理責任者等に関する規則</u>」に関する細則第4条に規定する「<u>営業単位</u>」をいう。)の<u>内部管理責任者の審査</u>を受けずに、従業員限りで<u>広告</u>又は<u>景品類</u>の提供を行うこと。</p>